



令和 6 年
第 3 回市議会（定例会）

議 案

（議第 36 号～報告第 6 号）

荒 尾 市

令和 6 年 第 3 回 荒 尾 市 議 会（定 例 会） 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 3 6 号	専決処分について（荒尾市税条例の一部改正）	1
議第 3 7 号	専決処分について（荒尾市国民健康保険税条例の一部改正）	25
議第 3 8 号	荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	31
議第 3 9 号	荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	35
議第 4 0 号	荒尾市下水道条例の一部改正について	39
議第 4 1 号	荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について	43
議第 4 2 号	市道路線の認定について	47
議第 4 3 号	令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 号）	51
議第 4 4 号	令和 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	121
議第 4 5 号	令和 6 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	133
議第 4 6 号	令和 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	145
議第 4 7 号	令和 6 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	157
議第 4 8 号	令和 6 年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	169
議第 4 9 号	令和 6 年度荒尾市病院事業会計補正予算（第 1 号）	177
報告第 3 号	繰越明許費の繰越計算について（一般会計）	183
報告第 4 号	繰越明許費の繰越計算について（南新地土地区画整理事業特別会計）	187
報告第 5 号	予算の繰越計算について（水道事業会計）	191
報告第 6 号	予算の繰越計算について（下水道事業会計）	195

専 決 処 分 に つ い て

荒尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例の専決
処分について

荒尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとお
り専決処分する。

令和6年3月30日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例

別紙添付

荒尾市税条例の一部を改正する条例

荒尾市税条例（昭和 2 9 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金のうち、市内に事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 2 1 7 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 4 号に規定する学校法人に対

する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、市内における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとした寄附金
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 5 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 7 1 条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 3 9 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対

象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

- 第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の

第 3 4 条の 3、第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 3 4 条の 7 第 2 項、第 4 7 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 3 4 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 4 7 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 4 1 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」とい

う。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割

金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

- 第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収

対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の

第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴

収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からそ

の者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- ４ 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収

すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第19項を削り、同条第18項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25

項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項の次に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附則第 1 0 条の 2 第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改め、同条第 2 1 項を同条第 2 2 項とし、同条第 2 0 項の次に次の 1 項を加える。

2 1 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 1 0 条の 3 第 1 3 項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 7 条第 1 7 項」を「附則第 7 条第 1 8 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 7 条第 1 1 項各号」を「附則第 7 条第 1 2 項各号」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 7 条第 1 0 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 1 1 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 1 5 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 1 5 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 1 5 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 1 1 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 1 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 1 2 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 2 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 3 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 1 5 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3

月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 6 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 6 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 6 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 7 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 8 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 8 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 9 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額

」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 5 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 6 条の改正規定 公布の日

(2) 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定（同項第 9 号に係る部分に限る。）及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定
公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日
の属する年の翌年の 1 月 1 日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）
附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 3 号
に掲げる規定による改正後の荒尾市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項
第 9 号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、
「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8
号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するもの
とされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第
3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とす
る。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の
荒尾市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度
以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分まで
の固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に新たに
取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第
4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第
2 2 6 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 1
5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対
して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受け
た旧法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項
に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対し
て課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専 決 処 分 に つ い て

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例の専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

別紙添付

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和４２年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２２万円」を「２４万円」に改める。

第２２条第１項中「２２万円」を「２４万円」に改め、同項第２号中「２９万円」を「２９万５千円」に改め、同項第３号中「５３万５千円」を「５４万５千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正に
ついて

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正
に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４７条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年７月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する
条例の一部改正について

荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を次のよう
に改正するものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

重度心身障がい者医療費助成の自己負担額の撤廃等を行うことに
より、受給資格者の経済的負担軽減を図りたいからである。

荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成 9 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「2, 0 4 0 円」を「2, 0 0 0 円」に、同号イ中「1, 0 2 0 円」を「1, 0 0 0 円」に改める。

第 2 条 荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次の各号に掲げる額」を「高額療養費等の額（医療保険各法の規定による高額療養費の額及び組合管掌健康保険等の規定による付加給付の額をいう。）」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、同条の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

荒尾市下水道条例の一部改正について

荒尾市下水道条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市下水道条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

排水設備等の新設等の工事を行う業者の要件緩和を行うため、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市下水道条例の一部を改正する条例

荒尾市下水道条例（昭和５８年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第８条中「が専属」を「を選任」に改める。

第１０条第２項中「物質又は項目に係る水質」を「水量」に改める。

第１０条の２第３項中「水質」を「水量」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料
料条例の一部改正について

荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料
料条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

歯科口腔外科において、インプラント治療に係る C B C T 撮影及び上顎洞底挙上術を開始することに伴い、手数料を定めたいからである。

荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料
料条例の一部を改正する条例

荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料条例（昭和24年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の2号を加える。

(10) C B C T 撮影（3次元X線断層診断）

ア	診察料	3, 300円
イ	写真撮影料	6, 600円
ウ	写真診断料	4, 950円
エ	3次元X線断層撮影デジタル加算	1, 320円
オ	画像診断管理加算Ⅱ	1, 980円

(11) 上顎洞底挙上術

ア	診察料	3, 300円
イ	手術料	片側につき 93, 500円
ウ	人工骨（0.5g）	13, 200円
エ	人工骨（2g）	46, 200円
オ	メンブレン（25mm×25mm）	22, 000円

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

市道路線の認定について

市道路線について、次のように認定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
3786	南新地11号線	荒尾市大島1543番 地先	荒尾市大島1549番 2地先	なし
3787	南新地12号線	荒尾市大島1545番 地先	荒尾市大島1583番 地先	なし
3788	南新地13号線	荒尾市大島1471番 地先	荒尾市大島1474番 地先	なし
3789	南新地14号線	荒尾市大島1392番 17地先	荒尾市大島1377番 地先	なし
3790	南新地15号線	荒尾市宮内出目130番 2地先	荒尾市大島1332番 地先	なし

令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 9 5, 3 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7, 7 5 5, 3 1 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,448,114	591,270	6,039,384
	2 国庫補助金	1,235,218	591,270	1,826,488
16 県支出金		2,051,722	700	2,052,422
	2 県補助金	425,286	500	425,786
	3 県委託金	76,660	200	76,860
19 繰 入 金		2,476,590	777,407	3,253,997
	2 基金繰入金	2,476,590	777,407	3,253,997
21 諸 収 入		241,175	25,938	267,113
	6 雑 入	176,463	25,938	202,401
歳 入 合 計		26,360,000	1,395,315	27,755,315

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		194,510	△1,638	192,872
	1 議 会 費	194,510	△1,638	192,872
2 総 務 費		3,350,439	1,029,467	4,379,906
	1 総務管理費	2,694,761	1,032,775	3,727,536
	2 徴 税 費	303,302	△4,715	298,587
	3 戸籍住民基本台帳 費	248,253	5,147	253,400
	4 選 挙 費	60,760	△2,092	58,668
	5 統計調査費	16,081	△35	16,046
	6 監査委員費	27,282	△1,613	25,669
3 民 生 費		11,771,746	146,741	11,918,487
	1 社会福祉費	5,685,699	139,370	5,825,069
	2 児童福祉費	4,467,433	11,071	4,478,504
	3 生活保護費	1,618,610	△3,700	1,614,910
4 衛 生 費		3,232,145	146,585	3,378,730
	1 保健衛生費	958,375	142,980	1,101,355
	2 清 掃 費	1,492,346	3,605	1,495,951
6 農林水産業費		356,107	1,159	357,266
	1 農 業 費	230,300	484	230,784
	3 水産業費	31,759	675	32,434
7 商 工 費		1,000,615	47,196	1,047,811
	1 商 工 費	1,000,615	47,196	1,047,811
8 土 木 費		1,827,175	△566	1,826,609
	1 土木管理費	77,175	△3,487	73,688
	2 道路橋梁費	730,205	3,453	733,658
	5 都市計画費	795,764	636	796,400
	6 住 宅 費	192,718	△1,168	191,550
9 消 防 費		789,874	11,671	801,545
	1 消 防 費	789,874	11,671	801,545
10 教 育 費		2,088,135	14,700	2,102,835
	1 教育総務費	196,343	4,964	201,307
	2 小学校費	707,813	4,639	712,452
	3 中学校費	329,642	1,663	331,305
	4 社会教育費	305,092	678	305,770
	5 保健体育費	549,245	2,756	552,001
歳 出 合 計		26,360,000	1,395,315	27,755,315

1 総括

(単位：千円)

– 55 –

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金		5,448,114	591,270	6,039,384
	2	国庫補助金	1,235,218	591,270	1,826,488
		1 総務費国庫補助金	373,643	510,215	883,858
		3 衛生費国庫補助金	159,711	75,530	235,241
		8 消防費国庫補助金	248	5,525	5,773
16	県支出金		2,051,722	700	2,052,422
	2	県補助金	425,286	500	425,786
		5 農林水産業費県補助金	49,664	500	50,164
	3	県委託金	76,660	200	76,860
		6 教育費委託金	0	200	200
19	繰入金		2,476,590	777,407	3,253,997
	2	基金繰入金	2,476,590	777,407	3,253,997
		1 基金繰入金	2,476,590	777,407	3,253,997
21	諸収入		241,175	25,938	267,113
	6	雑入	176,463	25,938	202,401
		4 雑入	176,459	25,938	202,397

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務費国庫補助金	510,215	1 マイナンバーカード交付国庫補助金 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3 デジタル田園都市国家構想交付金	△1,956 507,171 5,000
1 保健衛生費国庫補助金	75,530	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	
2 防災対策事業費国庫補助金	5,525	1 自主防災組織等活性化推進事業費国庫補助金 2 消防団の力向上モデル事業費国庫補助金	2,000 3,525
3 水産業費県補助金	500	1 水産基盤整備交付金事業費県補助金	
4 小学校費委託金	200	1 「熊本の学び」研究指定校事業県委託金	
1 基金繰入金	777,407	1 財政調整基金繰入金 2 市制70周年記念地域活性化基金繰入金	721,494 55,913
3 実費徴収金	18,803	1 新型コロナウイルスワクチン実費徴収金	
8 雑 入	7,135	1 大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 2 消防団員退職報償金 3 コミュニティ助成金	△2,584 8,619 1,100

3 歳 出

(款) 1 議 会 費
(項) 1 議 会 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	議 会 費			194,510	△1,638	192,872		△1,638
	1	議 会 費		194,510	△1,638	192,872		△1,638
		1	議 会 費	194,510	△1,638	192,872		△1,638

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△899	1 議員人件費 13 議員共済負担金 (13)
3 職員手当等	△438	2 議会事務局人件費 △1,651 一般職給 (△899)
4 共 済 費	△301	扶養手当 (△60) 通勤手当 (35) 期末手当 (△230) 勤勉手当 (△183) 共済組合負担金 (△312) 地方公務員災害補償基金負担金 (△2)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2	総 務 費			3,350,439	1,029,467	4,379,906	4,144	1,025,323
	1	総務管理費		2,694,761	1,032,775	3,727,536	6,100	1,026,675
		1	一般管理費	750,090	354,194	1,104,284		354,194

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△23,973	1 定額減税調整給付金事業費	396,376
3 職員手当等	△8,831	消耗品費	(220)
4 共 済 費	△9,378	修繕費	(132)
10 需 用 費	352	郵便料	(19)
11 役 務 費	1,020	手数料	(1,001)
12 委 託 料	28,774	その他委託料	(28,774)
18 負担金、補助及び交付金	366,230	住民情報システム改修委託料	(858)
		定額減税調整給付金支給業務委託料	(27,916)
		交付金	(366,230)
		定額減税調整給付金	(366,230)
		2 秘書課人件費	△84
		共済組合負担金	(△84)
		3 特別職人件費	△92
		共済組合負担金	(△92)
		4 地区担当職員制度人件費	2
		時間外手当	(2)
		5 総務課人件費	△62,957
		一般職給	(△34,676)
		扶養手当	(△888)
		住居手当	(△2,200)
		通勤手当	(△630)
		管理職手当	(△1,116)
		期末手当	(△5,727)
		勤勉手当	(△4,969)
		児童手当	(△605)
		共済組合負担金	(△12,146)
		6 総合政策課人件費	△2,983
		一般職給	(△1,144)
		期末手当	(△488)
		勤勉手当	(△614)
		共済組合負担金	(△738)
		地方公務員災害補償基金負担金	(1)
		7 財政課人件費	1,967
		一般職給	(2,430)
		扶養手当	(258)
		住居手当	(△563)
		通勤手当	(24)
		時間外手当	(△519)
		期末手当	(565)
		勤勉手当	(293)
		児童手当	(△890)
		共済組合負担金	(369)
		8 情報推進室人件費	830
		住居手当	(248)
		通勤手当	(354)
		時間外手当	(240)
		共済組合負担金	(△10)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△2)
		9 ぐらいいいき課人件費	2,176

(款)	2	総務費
(項)	1	総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	4	会計管理費	25,348	1,534	26,882			1,534
	6	基金費	0	660,609	660,609			660,609

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		一般職給 (631) 扶養手当 (498) 住居手当 (△108) 通勤手当 (46) 時間外手当 (△62) 期末手当 (265) 勤勉手当 (137) 児童手当 (540) 共済組合負担金 (229) 10 会計課人件費 4,341 一般職給 (2,549) 扶養手当 (90) 住居手当 (△210) 通勤手当 (51) 時間外手当 (△75) 期末手当 (628) 勤勉手当 (515) 児童手当 (105) 共済組合負担金 (688) 11 契約検査室人件費 14,458 一般職給 (6,237) 扶養手当 (936) 住居手当 (252) 通勤手当 (85) 管理職手当 (450) 期末手当 (2,294) 勤勉手当 (1,542) 児童手当 (160) 共済組合負担金 (2,502) 12 空家対策推進室人件費 49 扶養手当 (60) 期末手当 (12) 共済組合負担金 (△23) 13 スマートシティ推進室人件費 △333 時間外手当 (△261) 共済組合負担金 (△72) 14 定額減税調整給付金事業費 (時間外手当) 444 時間外手当 (444)
1 報 酬	942	1 会計管理費 (産休・育休代替職員任用) 1,534 非常勤職員報酬 (942)
3 職員手当等	354	期末手当 (193) 勤勉手当 (161)
4 共 済 費	212	共済組合負担金 (87)
8 旅 費	26	健康労働保険料 (125) 費用弁償 (26)
24 積 立 金	660,609	1 基金費 (総合政策課) 209,413 積立金 (209,413) 荒尾子ども未来基金積立金 (208,412) 企業版ふるさと納税基金積立金 (1,001)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		7	企 画 費	1,043,364	19,900	1,063,264	国庫支出金 5,000 その他 1,100	13,800
		11	交通安全推 進費	18,357	△2,905	15,452		△2,905
		13	男女共同参 画推進費	16,022	△557	15,465		△557

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		2 基金費（くらしいきいき課） 積立金 ふるさと応援基金積立金	451,196 (451,196) (451,196)
12 委 託 料	18,800	1 コミュニティ助成事業費 補助金	1,100 (1,100)
18 負担金、補助及び交付金	1,100	コミュニティ助成事業助成金	(1,100)
		2 行政改革推進事業費 その他委託料	8,800 (8,800)
		B P R 支援委託料	(8,800)
		3 総合計画推進事業費 その他委託料	10,000 (10,000)
		自治体オリジナルメディアにおける地域ブランド創出事業委託料	(10,000)
2 給 料	△1,538	1 交通安全対策費（人件費）	△2,905
3 職員手当等	△761	一般職給 時間外手当	(△1,538) (△22)
4 共 済 費	△606	期末手当 勤勉手当	(△402) (△337)
		共済組合負担金	(△606)
3 職員手当等	△511	1 男女共同参画推進室人件費	△557
4 共 済 費	△46	住居手当 通勤手当	(△240) (△269)
		時間外手当 共済組合負担金	(△2) (△46)

(款)	2	総務費
(項)	2	徴税費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	徴 税 費	303,302	△4,715	298,587		△4,715
	1	税務総務費	205,356	△4,715	200,641		△4,715

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△1,578	1 税務総務費（税務課人件費）	△5,384
		一般職給	(△2,029)
3 職員手当等	△1,966	扶養手当	(438)
		住居手当	(48)
4 共 済 費	△1,171	通勤手当	(79)
		特殊勤務手当	(33)
		時間外手当	(△1,623)
		期末手当	(△760)
		勤勉手当	(△814)
		児童手当	(300)
		共済組合負担金	(△1,056)
		2 税務総務費（収納課人件費）	669
		一般職給	(451)
		扶養手当	(402)
		住居手当	(△336)
		通勤手当	(26)
		期末手当	(169)
		勤勉手当	(72)
		共済組合負担金	(△115)

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	3	戸籍住民基本台帳費		248,253	5,147	253,400	△1,956	7,103
		1	戸籍住民基本台帳費	248,253	5,147	253,400	国庫支出金 △1,956	7,103

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	4,537	1 市民サービスセンター（人件費）	22
		時間外手当	(102)
3 職員手当等	△294	共済組合負担金	(△80)
4 共 済 費	904	2 戸籍住民基本台帳費（人件費）	7,081
		一般職給	(4,537)
		扶養手当	(△60)
		住居手当	(△336)
		期末手当	(1,059)
		勤勉手当	(897)
		共済組合負担金	(984)
		3 マイナンバーカード交付円滑化推進事業費（人件費）	△1,956
		時間外手当	(△1,956)

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	4	選 挙 費		60,760	△2,092	58,668		△2,092
		1	選挙管理委員会費	24,107	△2,092	22,015		△2,092

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△1,058	1 選挙管理委員会費（人件費）	△2,092
		一般職給	(△1,058)
3 職員手当等	△746	扶養手当	(△378)
		住居手当	(225)
4 共 済 費	△288	期末手当	(△258)
		勤勉手当	(△215)
		児童手当	(△120)
		共済組合負担金	(△288)

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	5	統計調査費	16,081	△35	16,046		△35
		1 統計調査総務費	12,905	21	12,926		21
		2 基幹統計調査費	3,176	△56	3,120		△56

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	57	1 統計調査総務費（人件費） 21
		期末手当 (31)
4 共 済 費	△36	勤勉手当 (26)
		共済組合負担金 (△36)
3 職員手当等	△56	1 基幹統計調査費（人件費） △56
		時間外手当 (△56)

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△970	1 監査委員費（人件費）	△1,613
		一般職給	(△970)
3 職員手当等	△323	住居手当	(158)
		通勤手当	(△11)
4 共 済 費	△320	期末手当	(△256)
		勤勉手当	(△214)
		共済組合負担金	(△527)
		健康労働保険料	(207)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3	民 生 費			11,771,746	146,741	11,918,487		146,741
	1	社会福祉費		5,685,699	139,370	5,825,069		139,370
		1	社会福祉総務費	1,752,080	139,997	1,892,077		139,997

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	9,749	1 国民健康保険特別会計繰出金	3,706
		特別会計繰出金	(3,706)
3 職員手当等	4,496	国民健康保険特別会計繰出金	(3,706)
		2 介護保険特別会計繰出金	9,826
4 共 済 費	2,479	特別会計繰出金	(9,826)
		介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金	(9,826)
8 旅 費	10	3 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分）	109,741
			(10)
10 需 用 費	260	普通旅費	(110)
		消耗品費	(150)
11 役 務 費	520	印刷製本費	(373)
		郵便料	(11)
12 委 託 料	951	電話料	(136)
		手数料	(951)
18 負担金、補助及び交付金	108,000	その他委託料	(951)
		住民情報システム改修委託料	(108,000)
		交付金	(108,000)
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	(108,000)
27 繰 出 金	13,532	4 社会福祉総務費（保険介護課人件費）	△605
		一般職給	(213)
		扶養手当	(△498)
		期末手当	(△4)
		勤勉手当	(82)
		児童手当	(△300)
		共済組合負担金	(△98)
		5 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分）（時	610
		間外手当）	(610)
		時間外手当	(14,338)
		6 社会福祉総務費（福祉課人件費）	(7,998)
		一般職給	(18)
		扶養手当	(18)
		住居手当	(424)
		通勤手当	(150)
		時間外手当	(516)
		管理職手当	(1,684)
		期末手当	(1,407)
		勤勉手当	(2,141)
		共済組合負担金	(△18)
		地方公務員災害補償基金負担金	
		7 避難行動要支援者個別支援計画策定事業費（任期付職員人件費）	2,381
			(1,538)
		一般職給	(120)
		住居手当	(12)
		通勤手当	(△37)
		時間外手当	(189)
		期末手当	(105)
		勤勉手当	(455)
		共済組合負担金	(△1)
		地方公務員災害補償基金負担金	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		6	人権啓発推進費	27,087	△302	26,785		△302
		7	人権啓発センター費	11,774	317	12,091		317
		8	国民年金費	11,941	1,060	13,001		1,060
		15	障害者地域生活支援事業費	65,835	△22	65,813		△22
		16	後期高齢者医療費	1,305,248	△1,680	1,303,568		△1,680

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
3 職員手当等	△217	1 人件費（人権啓発推進室）△284 扶養手当 (△180)
4 共 済 費	△85	期末手当 (△37) 共済組合負担金 (△67)
		2 人件費（人権啓発推進室）（任期付職員人件費）△18 共済組合負担金 (△18)
3 職員手当等	325	1 人権啓発センター運営管理費（人件費）317 住居手当 (221)
4 共 済 費	△8	通勤手当 (△27) 期末手当 (105) 勤勉手当 (26) 共済組合負担金 (△8)
2 給 料	617	1 国民年金費（人件費）1,060 一般職給 (617)
3 職員手当等	292	扶養手当 (△39) 通勤手当 (△13)
4 共 済 費	151	時間外手当 (60) 期末手当 (151) 勤勉手当 (133) 共済組合負担金 (151)
4 共 済 費	△22	1 巡回相談支援事業費（給与費）（幼児支援分）△22 共済組合負担金 (△21) 地方公務員災害補償基金負担金 (△1)
27 繰 出 金	△1,680	1 後期高齢者医療特別会計繰出金△1,680 特別会計繰出金 (△1,680) 後期高齢者医療特別会計繰出金 (△1,680)

(款) 3 民 生 費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	児童福祉費	4,467,433	11,071	4,478,504		11,071
	1	児童福祉総務費	1,030,482	10,997	1,041,479		10,997
	5	清里保育園費	155,776	74	155,850		74

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	6,164	1 児童福祉総務費（人件費）	△1,789
		一般職給	(△555)
3 職員手当等	3,325	扶養手当	(△60)
		住居手当	(△16)
4 共 済 費	1,508	通勤手当	(73)
		期末手当	(△344)
		勤勉手当	(△278)
		共済組合負担金	(△593)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△16)
		2 児童福祉総務費（すこやか未来課人件費）	8,879
		一般職給	(4,413)
		扶養手当	(798)
		住居手当	(90)
		通勤手当	(57)
		期末手当	(1,033)
		勤勉手当	(732)
		児童手当	(280)
		共済組合負担金	(1,476)
		3 こども家庭センター事業費（すこやか未来課任期付職員人件費）	3,928
		一般職給	(2,306)
		扶養手当	(180)
		通勤手当	(18)
		期末手当	(339)
		勤勉手当	(263)
		児童手当	(160)
		共済組合負担金	(662)
		4 児童手当費（人件費）	△21
		共済組合負担金	(△20)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
2 給 料	168	1 清里保育園費（人件費）	172
		一般職給	(168)
3 職員手当等	172	扶養手当	(60)
		時間外手当	(31)
4 共 済 費	△266	期末手当	(50)
		勤勉手当	(31)
		共済組合負担金	(△157)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△11)
		2 清里保育園費（人件費）（任期付職員）	△98
		共済組合負担金	(△93)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△5)

(款) 3 民 生 費
(項) 3 生活保護費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	3	生活保護費		1,618,610	△3,700	1,614,910		△3,700
		1	生活保護総務費	109,850	△3,700	106,150		△3,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△2,028	1 生活保護総務費（人件費）	△3,700
		一般職給	(△2,028)
3 職員手当等	△630	住居手当	(612)
		通勤手当	(72)
4 共 済 費	△1,042	期末手当	(△623)
		勤勉手当	(△691)
		共済組合負担金	(△1,027)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△15)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4	衛生費			3,232,145	146,585	3,378,730	91,749	54,836
	1	保健衛生費		958,375	142,980	1,101,355	94,333	48,647
		1	保健衛生総務費	181,960	1,920	183,880		1,920
		3	予防費	272,020	139,296	411,316	国庫支出金 75,530 その他 18,803	44,963
		5	公害対策費	198,018	1,764	199,782		1,764

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	3,978	1 衛生総務費（人件費）	5,137
3 職員手当等	△2,160	一般職給	(3,262)
4 共 済 費	102	通勤手当	(18)
		時間外手当	(12)
		期末手当	(489)
		勤勉手当	(409)
		共済組合負担金	(947)
		2 保健総務費（人件費）	△8,528
		一般職給	(△2,591)
		扶養手当	(△180)
		住居手当	(△255)
		通勤手当	(△161)
		時間外手当	(△354)
		期末手当	(△1,376)
		勤勉手当	(△1,867)
		共済組合負担金	(△1,744)
		3 保健総務費（すこやか未来課任期付職員人件費）	5,311
		一般職給	(3,307)
		通勤手当	(85)
		期末手当	(540)
		勤勉手当	(480)
		共済組合負担金	(899)
10 需 用 費	20	1 予防接種費	139,296
12 委 託 料	139,276	消耗品費	(20)
		その他委託料	(139,276)
		新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料	(137,149)
		新型コロナウイルスワクチン広域化業務委託料	(2,127)
2 給 料	△442	1 公害対策費（人件費）	1,764
3 職員手当等	2,204	一般職給	(△442)
4 共 済 費	2	扶養手当	(510)
		通勤手当	(419)
		時間外手当	(6)
		期末手当	(409)
		勤勉手当	(305)
		児童手当	(555)
		共済組合負担金	(2)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	清 掃 費	1,492,346	3,605	1,495,951	△2,584	6,189
		1 清掃総務費	66,153	6,483	72,636	その他 △47	6,530
		2 塵芥処理費	1,116,691	△2,457	1,114,234	その他 △2,537	80
		3 し尿処理費	309,502	△421	309,081		△421

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	3,646	1 清掃総務費（人件費）	6,483
3 職員手当等	2,006	一般職給	(3,646)
4 共 済 費	831	扶養手当	(240)
		通勤手当	(△5)
		期末手当	(856)
		勤勉手当	(675)
		児童手当	(240)
		共済組合負担金	(831)
2 給 料	△798	1 R D Fセンター費（人件費）	△2,537
3 職員手当等	△1,096	一般職給	(△798)
4 共 済 費	△563	扶養手当	(△318)
		住居手当	(△336)
		通勤手当	(△35)
		時間外手当	(96)
		期末手当	(△280)
		勤勉手当	(△181)
		児童手当	(△240)
		共済組合負担金	(△445)
		2 塵芥処理費（人件費）	80
		扶養手当	(△60)
		時間外手当	(270)
		期末手当	(△12)
		共済組合負担金	(△118)
2 給 料	△278	1 し尿処理費（人件費）	△421
3 職員手当等	35	一般職給	(△278)
4 共 済 費	△178	扶養手当	(378)
		通勤手当	(△2)
		期末手当	(△72)
		勤勉手当	(△269)
		共済組合負担金	(△178)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6	農林水産業費		356,107	1,159	357,266	500	659
	1	農業費	230,300	484	230,784		484
		1 農業委員会費	50,674	△302	50,372		△302
		2 農業総務費	53,988	1,256	55,244		1,256
		7 耕地費	72,969	△470	72,499		△470

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△257	1 農業委員会費（人件費）△302 一般職給 (△257)
3 職員手当等	124	扶養手当 (94)
4 共 済 費	△169	通勤手当 (△4)
		期末手当 (△48)
		勤勉手当 (△83)
		児童手当 (165)
		共済組合負担金 (△169)
2 給 料	476	1 農業総務費（農林水産課人件費）1,256 一般職給 (476)
3 職員手当等	734	扶養手当 (300)
4 共 済 費	46	住居手当 (102)
		期末手当 (209)
		勤勉手当 (123)
		共済組合負担金 (46)
3 職員手当等	△417	1 耕地費（人件費）△470 扶養手当 (72)
4 共 済 費	△53	住居手当 (△308)
		通勤手当 (△24)
		時間外手当 (△173)
		期末手当 (16)
		共済組合負担金 (△53)

(款) 6 農林水産業費
(項) 3 水産業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	水産業費	31,759	675	32,434	500	175
		1 水産業総務費	8,772	175	8,947		175
		2 水産業振興費	22,987	500	23,487	県支出金 500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 給 料	27	1 水産業総務費（人件費） 175
		一般職給 (27)
3 職員手当等	177	時間外手当 (166)
		期末手当 (6)
4 共 済 費	△29	勤勉手当 (5)
		共済組合負担金 (△29)
18 負担金、補助及び交付金	500	1 水産資源回復・基盤整備交付金事業費 500
		補助金 (500)
		水産基盤整備交付金事業（漁港漁場整備分）補助金 (500)

(款)	7	商工費
(項)	1	商工費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
7	商 工 費	1,000,615	47,196	1,047,811	55,913	△8,717
	1 商 工 費	1,000,615	47,196	1,047,811	55,913	△8,717
	1 商工総務費	132,175	△9,329	122,846		△9,329
	2 商工振興費	593,544	612	594,156		612
	7 企業誘致促進費	88,028	55,913	143,941	その他 55,913	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	471	1 商工総務費（産休・育休代替職員任用） 556
2 給料	△5,518	非常勤職員報酬 (471)
3 職員手当等	△2,146	共済組合負担金 (33)
4 共済費	△2,142	健康労働保険料 (46)
8 旅費	6	費用弁償 (6)
		2 産業振興課人件費 △2,895
		一般職給 (△2,044)
		扶養手当 (△116)
		地域手当 (630)
		住居手当 (336)
		通勤手当 (△309)
		時間外手当 (112)
		期末手当 (△514)
		勤勉手当 (△460)
		児童手当 (200)
		単身赴任手当 (270)
		共済組合負担金 (△1,000)
		3 観光文化交流課人件費 △6,990
		一般職給 (△3,474)
		扶養手当 (198)
		住居手当 (△528)
		通勤手当 (△112)
		時間外手当 (△138)
		期末手当 (△839)
		勤勉手当 (△736)
		児童手当 (△140)
		共済組合負担金 (△1,221)
13 使用料及び賃借料	612	1 商工振興費 612
		借上料 (612)
12 委託料	25,663	1 いきいき産業立地促進助成事業費 30,250
18 負担金、補助及び交付金	30,250	補助金 (30,250)
		用地取得費補助金 (30,250)
		2 新規工業団地整備可能性適地調査事業費 25,663
		その他委託料 (25,663)
		新規工業団地調査等業務委託料 (25,663)

(款) 8 土 木 費
(項) 1 土木管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8	土 木 費			1,827,175	△566	1,826,609	△1,168	602
	1	土木管理費		77,175	△3,487	73,688		△3,487
		1	土木総務費	77,175	△3,487	73,688		△3,487

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△2,159	1 土木総務費（土木課人件費）	△1,299
		一般職給	(△900)
3 職員手当等	△238	扶養手当	(221)
		通勤手当	(△27)
4 共 済 費	△1,090	時間外手当	(△30)
		期末手当	(△122)
		勤勉手当	(△201)
		児童手当	(160)
		共済組合負担金	(△400)
		2 土木総務費（建築住宅課人件費）	△2,188
		一般職給	(△1,259)
		住居手当	(336)
		通勤手当	(275)
		期末手当	(△463)
		勤勉手当	(△387)
		共済組合負担金	(△690)

(款) 8 土 木 費
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	道路橋梁費	730,205	3,453	733,658		3,453
	2	道路維持費	252,393	3,496	255,889		3,496
	3	道路新設改良費	465,747	△43	465,704		△43

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	2,502	1 道路維持費（人件費）	3,496
		一般職給	(2,502)
3 職員手当等	456	扶養手当	(△162)
		住居手当	(210)
4 共 済 費	538	通勤手当	(26)
		時間外手当	(34)
		期末手当	(305)
		勤勉手当	(283)
		児童手当	(△240)
		共済組合負担金	(538)
3 職員手当等	68	1 道路新設改良事業費（人件費）	△43
		時間外手当	(4)
4 共 済 費	△111	期末手当	(35)
		勤勉手当	(29)
		共済組合負担金	(△111)

(款) 8 土 木 費
(項) 5 都市計画費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	5	都市計画費	795,764	636	796,400		636
	1	都市計画総務費	497,634	8,088	505,722		8,088
	2	土地区画整理費	220,950	△7,452	213,498		△7,452

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	3,955	1 都市計画総務費（人件費）	8,088
		一般職給	(3,955)
3 職員手当等	2,871	扶養手当	(376)
		住居手当	(336)
4 共 済 費	1,262	通勤手当	(233)
		時間外手当	(△4)
		期末手当	(957)
		勤勉手当	(733)
		児童手当	(240)
		共済組合負担金	(1,262)
27 繰 出 金	△7,452	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	△7,452
		特別会計繰出金	(△7,452)
		南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	(△7,452)

(款) 8 土 木 費
(項) 6 住 宅 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	6	住 宅 費		192,718	△1,168	191,550	△1,168	
		1	住宅管理費	188,956	△1,168	187,788	その他 △1,168	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△135	1 住宅総務費（人件費）	△1,168
		一般職給	(△135)
3 職員手当等	△830	扶養手当	(△618)
		通勤手当	(27)
4 共 済 費	△203	時間外手当	(3)
		期末手当	(△157)
		勤勉手当	(△25)
		児童手当	(△60)
		共済組合負担金	(△203)

(款) 9 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9	消 防 費			789,874	11,671	801,545	14,144	△2,473
	1	消 防 費		789,874	11,671	801,545	14,144	△2,473
		2	非常備消防費	67,589	9,668	77,257	国庫支出金 3,525 その他 8,619	△2,476
		4	水 防 費	521	△6	515		△6
		5	災害対策費	72,517	2,009	74,526	国庫支出金 2,000	9

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△273	1 消防団員費 8,619 報償金 (8,619)
3 職員手当等	△428	2 消防団活動支援事業費 2,040 通信運搬費 (363)
4 共 済 費	△290	備品購入費 (1,677)
7 報 償 費	8,619	3 消防団員費（人件費） △991 一般職給 (△273)
11 役 務 費	363	扶養手当 (△120)
17 備品購入費	1,677	通勤手当 (△51) 期末手当 (△86) 勤勉手当 (△51) 児童手当 (△120) 共済組合負担金 (△290)
3 職員手当等	△6	1 水防費（土木課人件費） △6 時間外手当 (△6)
2 給 料	△223	1 自主防災組織等活性化推進事業費 2,000 報償金 (50)
3 職員手当等	387	普通旅費 (75)
4 共 済 費	△155	消耗品費 (1,535)
7 報 償 費	50	印刷製本費 (77)
8 旅 費	75	借上料 (200)
10 需 用 費	1,612	備品購入費 (63)
13 使用料及び 賃借料	200	2 災害対策費（人件費） 97 一般職給 (△223)
17 備品購入費	63	扶養手当 (92)
		住居手当 (△28)
		時間外手当 (114)
		期末手当 (58)
		勤勉手当 (31)
		児童手当 (180)
		共済組合負担金 (△127)
		3 災害対策費（任期付職員人件費） △88 児童手当 (△60) 共済組合負担金 (△28)

(款)	10	教育費
(項)	1	教育総務費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10	教 育 費		2,088,135	14,700	2,102,835	200	14,500
	1	教育総務費	196,343	4,964	201,307		4,964
	2	事務局費	191,794	4,964	196,758		4,964

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	4,633	1 教育振興課管理費（人件費）	7,249
		一般職給	(4,878)
3 職員手当等	△52	扶養手当	(169)
		住居手当	(△66)
4 共 済 費	383	通勤手当	(26)
		期末手当	(827)
		勤勉手当	(505)
		共済組合負担金	(910)
		2 教育長人件費	△41
		共済組合負担金	(△41)
		3 学校教育課管理費（人件費）	△1,738
		一般職給	(△245)
		扶養手当	(△438)
		通勤手当	(△61)
		期末手当	(△144)
		勤勉手当	(△46)
		児童手当	(△420)
		共済組合負担金	(△384)
		4 学校教育課管理費（任期付職員人件費）	△506
		期末手当	(△220)
		勤勉手当	(△184)
		共済組合負担金	(△102)

(款)	10	教育費
(項)	2	小学校費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	小学校費	707,813	4,639	712,452	200	4,439
	2	教育振興費	358,332	4,639	362,971	県支出金 200	4,439

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	△17	1 「熊本の学び」研究指定校事業費	200
		消耗品費	(130)
10 需 用 費	4,646	印刷製本費	(30)
		図書購入費	(30)
11 役 務 費	10	郵便料	(10)
		2 小学校 I C T環境整備事業費	4,456
		消耗品費	(4,456)
		3 スクールソーシャルワーカー運営事業費（任期付職員人件費）	△17
		共済組合負担金	(△17)

(款)	10	教育費
(項)	3	中学校費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	1,338	1 中学校振興費 325
		その他委託料 (325)
12 委 託 料	325	産業医委託料 (325)
		2 中学校 I C T 環境整備事業費 1,338
		消耗品費 (1,338)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	4	社会教育費	305,092	678	305,770		678
	1	社会教育総務費	118,776	406	119,182		406
	4	少年指導センター費	13,752	272	14,024		272

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	291	1 社会教育振興費（人件費） 769
		一般職給 (163)
3 職員手当等	309	扶養手当 (169)
		住居手当 (336)
4 共 済 費	△194	通勤手当 (△61)
		期末手当 (8)
		勤勉手当 (5)
		児童手当 (180)
		共済組合負担金 (△31)
		2 文化振興総務費（人件費） △363
		一般職給 (128)
		扶養手当 (△438)
		時間外手当 (146)
		期末手当 (△60)
		勤勉手当 (24)
		共済組合負担金 (△159)
		地方公務員災害補償基金負担金 (△4)
2 給 料	233	1 少年指導センター費（人件費） 272
		一般職給 (233)
3 職員手当等	48	時間外手当 (3)
		期末手当 (26)
4 共 済 費	△9	勤勉手当 (19)
		共済組合負担金 (△9)

(款) 10 教 育 費
(項) 5 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	5	保健体育費	549,245	2,756	552,001		2,756
		1 保健体育総務費	44,637	2,847	47,484		2,847
		3 学校給食費	321,361	△91	321,270		△91

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	1,631	1 保健体育総務費（人件費）	2,847
		一般職給	(1,631)
3 職員手当等	805	扶養手当	(138)
		住居手当	(△336)
4 共 済 費	411	通勤手当	(△70)
		時間外手当	(359)
		期末手当	(402)
		勤勉手当	(312)
		共済組合負担金	(411)
3 職員手当等	△25	1 給食センター管理費（人件費）	△91
		扶養手当	(△60)
4 共 済 費	△66	時間外手当	(47)
		期末手当	(△12)
		共済組合負担金	(△66)

(款) 12 公債費
(項) 1 公債費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
12	公 債 費			1,658,444	0	1,658,444	1,168	△1,168
	1	公 債 費		1,658,444	0	1,658,444	1,168	△1,168
		1	元 金	1,570,321	0	1,570,321	その他 1,168	△1,168

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計			
補正前の額	長 等	2		18,768	6,116	25,199	50,083	3,439	53,522	
	議 員	18	80,232		25,865		106,097	22,935	129,032	
	その他	1,322	72,813	7,080	2,307	86	82,286	3,214	85,500	
	計	1,342	153,045	25,848	34,288	25,285	238,466	29,588	268,054	
補正額	長 等							△ 92	△ 92	
	議 員							13	13	
	その他							△ 41	△ 41	
	計							△ 120	△ 120	
計	長 等	2		18,768	6,116	25,199	50,083	3,347	53,430	
	議 員	18	80,232		25,865		106,097	22,948	129,045	
	その他	1,322	72,813	7,080	2,307	86	82,286	3,173	85,459	
	計	1,342	153,045	25,848	34,288	25,285	238,466	29,468	267,934	

2 一般職

総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	354 (269)	392,593	1,278,664	922,364	2,593,621	517,963	3,111,584	
補正額	△ 2 (2)	1,413	480	△ 2,926	△ 1,033	△ 9,889	△ 10,922	
計	352 (271)	394,006	1,279,144	919,438	2,592,588	508,074	3,100,662	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	38,179	725	29,513	19,301		2,069	94,046	196
	補正額	2,022	630	△ 2,218	593	270	33	△ 2,307	
	計	40,201	1,355	27,295	19,894	270	2,102	91,739	196
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,973	236	18,504	354,716	292,512	23,335	47,059	
	補正額			△ 150	376	△ 2,445	270		
	計	1,973	236	18,354	355,092	290,067	23,605	47,059	

令和 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 3 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 2 9 7, 8 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		0	2,684	2,684
	2 国庫補助金	0	2,684	2,684
6 繰 入 金		723,820	3,706	727,526
	1 他会計繰入金	617,305	3,706	621,011
歳 入 合 計		7,291,476	6,390	7,297,866

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		120,320	6,390	126,710
	1 総務管理費	107,010	6,390	113,400
歳 出 合 計		7,291,476	6,390	7,297,866

1 総括

(単位：千円)

– 125 –

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金			0	2,684	2,684
	2	国庫補助金		0	2,684	2,684
		7	社会保障・税番号制度システム整備補助金	0	2,684	2,684
6	繰 入 金			723,820	3,706	727,526
	1	他会計繰入金		617,305	3,706	621,011
		1	一般会計繰入金	617,305	3,706	621,011

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会保障・ 税番号制度 システム整 備補助金	2,684	1 社会保障・税番号制度システム整備補助金
5 事務費繰入 金	3,706	1 事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総 務 費			120,320	6,390	126,710	2,684	3,706
	1	総務管理費		107,010	6,390	113,400	2,684	3,706
		1	一般管理費	105,116	6,390	111,506	国庫補助金 2,684	3,706

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	2,040	1 マイナ保険証移行事業費	2,887
		消耗品費	(203)
3 職員手当等	1,012	郵便料	(2,684)
		2 国保会計・人件費	3,503
4 共 済 費	451	一般職給	(2,040)
		扶養手当	(399)
10 需 用 費	203	住居手当	(△330)
		通勤手当	(△64)
11 役 務 費	2,684	時間外手当	(192)
		期末手当	(367)
		勤勉手当	(28)
		児童手当	(420)
		共済組合負担金	(451)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	12 (8)	17,357	37,319	29,459	84,135	16,981	101,116	
補正額	()		2,040	1,012	3,052	451	3,503	
計	12 (8)	17,357	39,359	30,471	87,187	17,432	104,619	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	1,059		330	416		150	4,903	
	補正額	399		△ 330	△ 64			192	
	計	1,458			352		150	5,095	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				11,866	9,775	960		
	補正額				367	28	420		
	計				12,233	9,803	1,380		

令和6年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第1号）

令和6年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,801,131千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月10日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 国庫支出金		1,438,452	△1,280	1,437,172
	2 国庫補助金	459,242	△1,280	457,962
6 県支出金		788,745	△640	788,105
	3 県補助金	45,037	△640	44,397
9 繰 入 金		1,110,008	9,060	1,119,068
	1 一般会計繰入金	906,983	9,826	916,809
	2 基金繰入金	203,025	△766	202,259
歳 入 合 計		5,756,288	7,140	5,763,428

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		198,066	7,140	205,206
	1 総務管理費	115,717	7,140	122,857
歳 出 合 計		5,756,288	7,140	5,763,428

1 総括

(単位：千円)

– 137 –

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4	国庫支出金		1,438,452	△1,280	1,437,172
	2	国庫補助金	459,242	△1,280	457,962
	10	地域支援事業交付金（総合以外）	54,065	△1,280	52,785
6	県支出金		788,745	△640	788,105
	3	県補助金	45,037	△640	44,397
	6	地域支援事業交付金（総合以外）	27,032	△640	26,392
9	繰 入 金		1,110,008	9,060	1,119,068
	1	一般会計繰入金	906,983	9,826	916,809
	2	その他一般会計繰入金	133,260	10,466	143,726
	7	地域支援事業繰入金（総合以外）	27,032	△640	26,392
	2	基金繰入金	203,025	△766	202,259
	1	介護給付費準備基金繰入金	203,025	△766	202,259

（介護保険特別会計：保険事業勘定）

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	△1,280	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	△640	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）
1 職員給与費等繰入金	10,466	1 職員給与費等繰入金
1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	△640	1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）
1 介護給付費準備基金繰入金	△766	1 介護給付費準備基金繰入金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総 務 費			198,066	7,140	205,206	△2,560	9,700
	1	総務管理費		115,717	7,140	122,857	△2,560	9,700
		1	一般管理費	115,524	7,140	122,664	国庫補助金 △1,280 県支出金 △640 その他 △640	9,700

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	4,761	1 介護保険特別会計（人件費）	10,466
		一般職給	(5,520)
3 職員手当等	1,691	扶養手当	(78)
		住居手当	(304)
4 共 済 費	688	通勤手当	(48)
		時間外手当	(511)
		期末手当	(1,140)
		勤勉手当	(851)
		児童手当	(420)
		共済組合負担金	(1,594)
		2 地域包括支援センター（人件費）	△2,677
		一般職給	(△759)
		扶養手当	(△558)
		通勤手当	(96)
		期末手当	(△305)
		勤勉手当	(△160)
		児童手当	(△330)
		共済組合負担金	(△660)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△1)
		3 地域包括支援センター（任期付職員人件費）	△649
		期末手当	(△220)
		勤勉手当	(△184)
		共済組合負担金	(△245)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	17 (29)	53,262	57,214	53,245	163,721	32,764	196,485	
補正額	()		4,761	1,691	6,452	688	7,140	
計	17 (29)	53,262	61,975	54,936	170,173	33,452	203,625	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	3,030		1,269	824			3,394	
	補正額	△ 480		304	144			511	
	計	2,550		1,573	968			3,905	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				23,528	19,170	2,030		
	補正額				615	507	90		
	計				24,143	19,677	2,120		

令和6年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1号）

令和6年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,707千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月10日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		324,130	△1,680	322,450
	1 一般会計繰入金	324,130	△1,680	322,450
6 諸 収 入		8,502	△27	8,475
	5 雑 入	7,302	△27	7,275
歳 入 合 計		1,002,044	△1,707	1,000,337

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		52,724	△1,707	51,017
	1 総務管理費	49,562	△1,707	47,855
歳 出 合 計		1,002,044	△1,707	1,000,337

1 総括

(単位：千円)

- 149 -

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
			△1,707	
			△1,707	

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4	繰 入 金		324,130	△1,680	322,450
	1	一般会計繰入金	324,130	△1,680	322,450
	1	事務費繰入金	46,338	△1,680	44,658
6	諸 収 入		8,502	△27	8,475
	5	雑 入	7,302	△27	7,275
	3	雑 入	7,302	△27	7,275

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 事務費繰入金	△1,680	1 事務費繰入金
1 雑 入	△27	1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総 務 費			52,724	△1,707	51,017	△1,707	
	1	総務管理費		49,562	△1,707	47,855	△1,707	
		1	一般管理費	49,562	△1,707	47,855	その他 △1,707	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△736	1 一般管理費（後期会計・人件費）	△1,707
		一般職給	(△736)
3 職員手当等	△610	扶養手当	(△78)
		住居手当	(198)
4 共 済 費	△361	時間外手当	(△137)
		期末手当	(△366)
		勤勉手当	(△227)
		共済組合負担金	(△361)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 (2)	4,091	19,660	12,399	36,150	7,479	43,629	
補正額	()		△ 736	△ 610	△ 1,346	△ 361	△ 1,707	
計	5 (2)	4,091	18,924	11,789	34,804	7,118	41,922	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	558			123	360		1,316	
	補正額	△ 78		198				△ 137	
	計	480		198	123	360		1,179	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				5,258	4,304	480		
	補正額				△ 366	△ 227			
	計				4,892	4,077	480		

令和 6 年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算
（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,452 千
円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 745,
212 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補
正」による。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		204, 176	△7, 452	196, 724
	1 他会計繰入金	204, 176	△7, 452	196, 724
歳 入 合 計		752, 664	△7, 452	745, 212

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		109,424	△7,452	101,972
	1 総務管理費	109,424	△7,452	101,972
歳 出 合 計		752,664	△7,452	745,212

1 総括

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 5 繰 入 金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
5	繰 入 金			204,176	△7,452	196,724
	1	他会計繰入金		204,176	△7,452	196,724
		1	一般会計繰入金	204,176	△7,452	196,724

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△7,452	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総 務 費			109,424	△7,452	101,972		△7,452
	1	総務管理費		109,424	△7,452	101,972		△7,452
		1	一般管理費	109,424	△7,452	101,972		△7,452

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△3,720	1 南新地特別会計・人件費	△7,452
		一般職給	(△3,720)
3 職員手当等	△2,455	扶養手当	(△258)
		通勤手当	(△260)
4 共 済 費	△1,277	時間外手当	(△180)
		期末手当	(△850)
		勤勉手当	(△667)
		児童手当	(△240)
		共済組合負担金	(△1,277)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 ()		17,919	10,991	28,910	5,860	34,770	
補正額	△ 1 ()		△ 3,720	△ 2,455	△ 6,175	△ 1,277	△ 7,452	
計	4 ()		14,199	8,536	22,735	4,583	27,318	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	1,056		552	524			900	
	補正額	△ 258			△ 260			△ 180	
	計	798		552	264			720	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				4,075	3,229	655		
	補正額				△ 850	△ 667	△ 240		
	計				3,225	2,562	415		
	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	1,056		552	524			900	
	補正額	△ 258			△ 260			△ 180	
	計	798		552	264			720	

令和 6 年度荒尾市下水道事業会計補正予算

(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 6 年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第 2 条 令和 6 年度荒尾市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 4 条本文括弧書中「411,797 千円」を「411,889 千円」に、「30,209 千円」を「30,301 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,336,782 千円	92 千円	1,336,874 千円
第 1 項 建設改良費	840,218 千円	92 千円	840,310 千円

(債務負担行為)

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為の変更は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
荒尾市大島雨水ポンプ場増設工事	令和 7 年度～令和 8 年度	967,000 千円
荒尾市大島浄化センター併設雨水ポンプ場耐震改築工事	令和 7 年度～令和 8 年度	1,389,000 千円
荒尾市大島浄化センター中央監視制御改築工事	令和 7 年度～令和 8 年度	918,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	85,104 千円	92 千円	85,196 千円

令和6年6月10日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的收入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の支出			1,336,782	92	1,336,874	
	1 建設改良費		840,218	92	840,310	
		1 施設建設費	840,218	92	840,310	給料

令和6年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 14,123
減価償却費	628,229
固定資産除却費	12,500
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 410
引当金の増減額	6,037
長期前受金戻入額	△ 290,279
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息	89,995
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	16,981
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 42,889
未払金の増減額(△は減少)	△ 25,428
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小計	380,610
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△ 89,995
業務活動によるキャッシュ・フロー	290,618
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 752,625
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	341,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	118,892
寄附金による収入	0
負担金による収入	11,892
国庫補助金等の返還による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 280,839
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	453,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 496,564
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 43,364
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 33,585
資金期首残高	186,611
資金期末残高	153,026

給 与 費 明 細 書

総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定 福利費	賞与 引当金	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
補正前の額		() 11	120	41,106	25,881	67,107	12,710	5,287	85,104
補正額		()		92		92			92
計		() 11	120	41,198	25,881	67,199	12,710	5,287	85,196

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当
	補正前の額	1,674		1,212	828		2,200	
	補正額							
	計	1,674		1,212	828		2,200	
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	
	補正前の額		516	6,803	5,488	1,160	6,000	
	補正額							
	計		516	6,803	5,488	1,160	6,000	

令和 6 年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		403,096	
ロ 建物	797,879		
減価償却累計額	<u>△ 304,186</u>	493,693	
ハ 構築物	16,109,424		
減価償却累計額	<u>△ 4,992,285</u>	11,117,139	
ニ 機械及び装置	2,552,040		
減価償却累計額	<u>△ 1,425,300</u>	1,126,740	
ホ 車両及び運搬具	2,622		
減価償却累計額	<u>△ 980</u>	1,642	
ヘ 工具器具及び備品	7,062		
減価償却累計額	<u>△ 1,325</u>	5,737	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		889,514	
有形固定資産合計			14,037,561
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		1,672	
無形固定資産合計			<u>1,672</u>
固定資産合計			14,039,233
2 流動資産			
(1) 現金預金		153,026	
(2) 未収金	13,791		
未収金貸倒引当金	<u>△ 4,272</u>	9,519	
(3) 受取手形	0		
受取手形貸倒引当金	0		
短期貸付金貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(4) 未収収益	0		
未収収益貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(5) その他流動資産		0	
流動資産合計			<u>162,545</u>
資産合計			<u>14,201,778</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		5,590,708	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	87,463		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	87,463	
固定負債合計			5,678,171
4 流動負債			
(1) 企業債		476,202	
(2) 他会計借入金		0	
(3) 短期リース債務		0	
(4) 未払金		13,865	
(5) 前受収益		0	
(6) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,631		
ハ 法定福利引当金	656		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	5,287	
(7) 預り金		5,217	
(8) その他流動負債		0	
流動負債合計			500,571
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		9,102,964	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 3,166,545	
繰延収益合計			5,936,419
負債合計			12,115,161

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	649,320		
ロ 組入資本金	1,084,385	1,733,705	
資本金合計			1,733,705
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43,045		
ロ 国県補助金	137,165		
資本剰余金合計		180,210	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 建設改良積立金	101,975		
ハ 当年度未処分利益剰余金	70,727		
利益剰余金合計		172,702	
剰余金合計			352,912
資本合計			2,086,617
負債資本合計			14,201,778

令和 6 年度 荒尾市病院事業会計補正予算

(第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度 荒尾市病院事業会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 6 年度 荒尾市病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	10,031,282 千円	45,000 千円	10,076,282 千円
第 1 項 医業費用	8,792,282 千円	33,000 千円	8,825,282 千円
第 3 項 特別損失	10,000 千円	12,000 千円	22,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,031,833 千円	8,300 千円	1,040,133 千円
第 1 項 企業債	1,007,800 千円	8,300 千円	1,016,100 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,656,774 千円	8,300 千円	1,665,074 千円
第 1 項 建設改良費	1,035,772 千円	8,300 千円	1,044,072 千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為の追加及び変更は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
内視鏡システムレンタル料	令和7年度～令和11年度	65,000千円
マットレスレンタル料	令和7年度～令和11年度	9,000千円
医薬品データベース更新委託料	令和7年度～令和10年度	4,100千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「80,000千円」を「88,300千円」に改める。

令和6年6月10日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度荒尾市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			10,031,282	45,000	10,076,282	
	1 医業費用		8,792,282	33,000	8,825,282	
		3 経費	1,435,313	33,000	1,468,313	看護師派遣委託料
	3 特別損失		10,000	12,000	22,000	
		5 その他特別損失	10,000	12,000	22,000	旧病院解体に伴う医療廃棄物処理委託料

資本的収入及び支出

収入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			1,031,833	8,300	1,040,133	
	1 企業債		1,007,800	8,300	1,016,100	
		1 企業債	1,007,800	8,300	1,016,100	

支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,656,774	8,300	1,665,074	
	1 建設改良費		1,035,772	8,300	1,044,072	
		4 器械備品購入費	90,000	8,300	98,300	血行動態モニターの購入

令和6年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	△ 1,655,730
減価償却費	893,500
長期前払消費税勘定償却	970,000
資産減耗費	10,000
職員確保経費	0
貸倒引当金の増減額	29,998
退職給付引当金の増減額	122,000
賞与引当金の増減額	3,254
修繕引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 53,000
未収金の増減額	24,747
未払金の増減額	0
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	0
その他の	0
資本費繰入収益	△ 107,750
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 40
支払利息及び企業債取扱諸費	176,000
小計	412,979
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 176,000
計	237,019

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,044,072
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 30,000
長期貸付金返済による収入	2
長期前受金等収入	17,877
資本費繰入収益	107,750
計	△ 943,053

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	900,000
一時借入金の返済による支出	△ 900,000
企業債借入れによる収入	1,016,100
企業債償還による支出	△ 591,000
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	763
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	425,863

当期資金増減額	△ 280,171
期首資金残高	1,675,074
期末資金残高	1,394,903

令和6年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(令和7年 3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		693,417	
ロ 建 物	11,138,282		
減価償却累計額	<u>△ 1,110,077</u>	10,028,205	
ハ 構 築 物	714,260		
減価償却累計額	<u>△ 22,990</u>	691,270	
ニ 器 械 備 品	3,340,870		
減価償却累計額	<u>△ 1,280,527</u>	2,060,343	
ホ 車 両	13,643		
減価償却累計額	<u>△ 9,594</u>	4,049	
ヘ 放 射 線 同 意 元 素	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ト 建 設 仮 勘 定		0	
チ その他有形固定資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
リ 樹 木		0	
有形固定資産合計			13,477,284
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		73	
ロ 電 話 加 入 権		<u>2,037</u>	
無形固定資産合計			2,110
(3) 投 資			
イ 投 資 有 価 証 券		0	
ロ 長 期 貸 付 金		264,848	
ハ 貸 倒 引 当 金 (長 期 貸 付)		<u>△ 264,848</u>	
ニ 長 期 前 払 消 費 税		56,970	
投資合計			<u>56,970</u>
固定資産合計			13,536,364
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,394,903	
(2) 未 収 金		1,417,859	
(3) 貸 倒 引 当 金 (未 収)		<u>△ 12,589</u>	
(4) 有 価 証 券		0	
(5) 貯 蔵 品		21,602	
(6) 短 期 貸 付 金		0	
(7) 貸 倒 引 当 金 (短 期 貸 付)		0	
(8) 前 払 費 用		0	
(9) 前 払 金		0	
(10) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>2,821,775</u>
資 産 合 計			<u><u>16,358,139</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設に要する企業債

13,478,808

ロ その他企業債

0

企業債合計

13,478,808

(2) 他会計借入金

0

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,344,823

ロ 特別修繕引当金

0

引当金合計

1,344,823

(4) その他固定負債

0

固定負債合計

14,823,631

4 流 動 負 債

(1) 一時借入金

0

(2) 企 業 債

イ 建設に要する企業債

579,621

ロ その他企業債

0

企業債合計

579,621

(3) 他会計借入金

0

(4) 未 払 金

1,249,032

(5) 未 払 費 用

0

(6) 前 受 金

0

(7) 引 当 金

イ 賞与引当金

231,491

ロ 法定福利費引当金

44,564

ハ 修繕引当金

0

引当金合計

276,055

(8) その他流動負債

29,787

流動負債合計

2,134,495

5 繰 延 収 益

(1) 長期前受金

472,385

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 249,499

繰延収益合計

222,886

負債合計

17,181,012

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 固有資本金

186,451

(2) 再評価組入資本金

0

(3) 繰入資本金

25,480

(4) 組入資本金

6,000

資本金合計

217,931

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

33,376

ロ 寄附金

0

ハ その他資本剰余金

7,019

資本剰余金合計

40,395

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

0

ロ 利益積立金

0

ハ その他積立金

0

ニ 建設改良積立金

0

ホ その他未処分利益剰余金

0

ヘ 当年度未処理欠損金(減資後)

1,081,199

利益剰余金合計

△ 1,081,199

剰余金合計

△ 1,040,804

資 本 合 計

△ 822,873

負債資本合計

16,358,139

繰越明許費の繰越計算について

令和5年度荒尾市一般会計繰越明許費の繰越計算は、別紙のとおりであるから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月10日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和5年度 荒尾市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎施設改修費	119,619,734	108,503,000				97,600,000		10,903,000
		普通財産施設改修費	27,020,300	7,280,000						7,280,000
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム整備事業費（記載事項関連）	19,410,000	17,650,000		17,650,000				
	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分）	1,047,219,000	160,021,804		160,021,804				
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分）（時間外手当）	1,032,000	388,000		388,000				
	2 児童福祉費	子ども・子育て会議費	3,209,708	2,629,000						2,629,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	118,945,400	46,580		46,580				
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応重点支援事業費（産業振興課）	73,755,000	73,755,000		36,878,000	36,877,000			
		万田炭鉱施設改修費	42,038,376	24,898,376						24,898,376
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線）	66,535,525	38,634,196	8,000	21,248,000		15,600,000		1,778,196
		社会資本整備総合交付金事業費（野原赤田線）	33,500,000	30,506,597		16,779,000		12,300,000		1,427,597
		道路メンテナンス補助事業費（橋梁補修）	16,012,000	5,969,959		3,284,000		2,400,000		285,959
	4 港湾費	海岸メンテナンス事業費（荒尾港海岸堤防）	73,500,000	62,178,784		29,388,892		31,700,000		1,089,892
	5 都市計画費	都市計画総務費	1,131,231	633,000						633,000
		荒尾駅周辺地区整備事業費	59,727,950	50,441,000		17,400,000		2,700,000		30,341,000
		土地区画整理事業費	15,000,000	10,500,000				9,400,000		1,100,000
	6 住宅費	住宅施設改修費	82,134,400	34,218,000	34,218,000					

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内 訳					一般財源
					既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
9 消防費	1 消防費	消防団施設改修費	6,563,000	2,370,000						2,370,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修費	124,627,000	7,701,567						7,701,567
	3 中学校費	中学校施設改修費	58,920,000	14,582,100				4,500,000		10,082,100
	4 社会教育費	国重要文化財建造物保存修理事業費	206,379,000	19,881,000		18,886,950	994,050			
	5 保健体育費	給食センター管理費	157,579,000	6,089,000						6,089,000
	合 計		2,353,858,624	678,876,963	34,226,000	321,971,226	37,871,050	176,200,000		108,608,687

繰越明許費の繰越計算について

令和5年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越計算は、別紙のとおりであるから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月10日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和 5 年度 荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度	左 の 財 源 内 訳					一般財源
					既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債		
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費 (都市再生区画整理)	56,800,000	40,800,000	80,000	20,400,000		19,400,000		920,000
		土地区画整理事業費 (保留地処分費)	429,410,000	319,072,641	72,641			319,000,000		
合 計			486,210,000	359,872,641	152,641	20,400,000		338,400,000		920,000

予算の繰越計算について

令和 5 年度荒尾市水道事業会計予算の繰越計算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、別紙のとおり議会に報告する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和5年度荒尾市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良 事業	918,081,000	750,527,126	163,410,450	35,250,000	90,200,000	37,960,450	4,143,424	0	工事及び委託 (※)において、関係機関との協議に期間を要したため

※ 荒尾市水道施設機械更新工事その1、南新地土地区画整理事業区画内配水管布設その2工事、中央野原線道路改良工事に伴う配水管布設その2工事、
荒尾地区配水管布設その3工事、導水管その1工事(中央東)及びウォーターPPP検討業務委託

予算の繰越計算について

令和 5 年度荒尾市下水道事業会計予算の繰越計算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり議会に報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和5年度荒尾市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道 事業	694,085,000	268,374,069	302,620,719	74,072,276	207,400,000	21,148,443	123,090,212	0	工事及び委託(※) において、基本設計 の策定又は変更等 に不測の日数を要し たため

※ 桜山浄化センター中継汚水幹線管渠切替工事、桜山浄化センター中継ポンプ場機械電気工事、南新地汚水枝線管渠布設（住宅街区ほか）工事、緑ヶ丘排水区雨水管渠工事、緑ヶ丘排水区雨水管渠実施（詳細）設計業務委託、浸水シミュレーション業務委託及びウォーターPPP検討業務委託

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道 事業	498,359,600	408,936,463	48,000,000	19,337,500	0	28,662,500	41,423,137	0	委託(※)において、 設計変更、契約変更 の手續等に不測の 日数を要したため

※ 大島浄化センター併設雨水ポンプ場の実施施設計作成業務委託